

尾張旭市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定のための調査制度を適用する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを確認するための調査をいう。
- (2) 調査基準価格 前号に定める低入札価格調査を行う基準として設定した価格をいう。
- (3) 失格基準価格 前号に定める調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行うまでもなく当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断し、その者のした入札を失格とする基準として設定した価格をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合評価落札方式で発注する工事
- (2) 市長が必要に応じて決定する工事

(調査基準価格)

第4条 工事における調査基準価格は、工事における調査基準価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 別表第1に定める工事の種類に応じて、予定価格の算出の基礎となった同表の①から⑤までに掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、当該合計額が予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。また、入札書比較価格に10分の7.5を乗

じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げた額）とする。

- 3 特別なものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2まで範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

（入札参加者への公表及び周知）

第5条 調査基準価格を定めたときは、一般競争入札については入札公告に、指名競争入札については指名通知書に調査基準価格及び失格基準価格を定めている旨を記載し、事前に入札参加者に周知するものとする。

- 2 調査基準価格は、落札決定後に速やかに公表する。

（低入札価格調査）

第6条 開札の結果、調査基準価格未満の申込価格での入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、落札の決定を保留するものとする。

- 2 前項の入札が行われた場合には、低入札を行った者のうち最低価格入札者又は総合評価における評価値が最も高い者（以下「低入札者」という。）に対し、速やかに、次に掲げる内容を記載した資料の提出を求め、必要に応じて事情聴取等の調査を行うものとする。

- (1) 低入札となる価格により入札した理由
- (2) 手持ち工事又は業務の状況
- (3) 手持ち資機材又は機器の状況
- (4) 資機材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 配置予定技術者の経歴（資格、実績、手持ち量）
- (6) 労務者の確保及び下請負業者の利用計画
- (7) 官公庁（国、地方公共団体に限る。）が発注した同種又は類似案件の受注実績
- (8) 経営状況（決算状況、金融機関との関係等）
- (9) 信用状況（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払いの状況等）
- (10) その他必要な事項

- 3 市長は、前項の規定による調査結果（以下「調査結果」という。）を低入札価格調査書（第1号様式）に記入するものとする。

- 4 低入札者は、第2項の調査を求められた場合には、これに応じなければならない。この場合において、調査に応じないときは、落札者としな

する。

（調査の結果）

第7条 市長は、前条の規定による調査を実施したときは、その調査結果を尾張旭市入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）に報告し、意見を求めるものとする。

（落札者の決定）

第8条 市長は、委員会の意見により当該契約の履行が確保できると認めた場合は、当該低入札者を落札者に決定するものとし、当該契約の履行が確保できないと認めた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格入札者又は総合評価における評価値が次に高い者（以下これらを「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。

2 次順位者が低入札に該当したときは、前2条及び前項の規定を準用する。

3 前2項の規定により落札者が決定した場合には、直ちにその旨を入札参加者に通知しなければならない。

（失格判断基準）

第9条 前条の規定にかかわらず、調査基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札は、失格とする。

(1) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合

(2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合

(3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合

(4) 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる工事については、同表の工事の種類に応じて失格判断基準のいずれかに該当する入札を失格とする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる契約について適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込み

の誘引が行われる入札について適用する。

別表 1（第 4 条関係）

工事の種類	①	②	③	④	⑤
1 土木工事 （ただし、 2 及び 3 に 該当する工 事を除く。）	直接工事費の 額に 10 分の 9.7 を乗じ て得た額	共通仮設費の 額に 10 分の 9 を乗じて得 た額	現場管理費の 額に 10 分の 9 を乗じて得 た額	一般管理費等 の額に 10 分 の 6.8 を乗 じて得た額	
2 機械設備 工事、電気 通信工事及 び下水道用 機械・電気 設備工事の 積算基準に 基づき積算 する工事（ ただし、3 に該当する 工事を除く。 ）	機器単体費の 額に 10 分の 9.2 を乗じ て得た額	直接工事費の 額に 10 分の 9.7 を乗じ て得た額	共通仮設費の 額に 10 分の 9 を乗じて得 た額	現場管理費の 額に 10 分の 9 を乗じて得 た額	一般管理費等 の額に 10 分 の 6.8 を乗 じて得た額
3 公共建築 工事積算基 準に基づき 積算する工 事	直接工事費の 額に 10 分の 9 を乗じて得 た額に 10 分 の 9.7 を乗 じて得た額	共通仮設費の 額に 10 分の 9 を乗じて得 た額	直接工事費の 額に 10 分の 1 を乗じて得 た額と現場管 理費の額の合 計額に 10 分 の 9 を乗じて 得た額	一般管理費等 の額に 10 分 の 6.8 を乗 じて得た額	

別表 2（第 9 条関係）

工事の種類	失格判断基準
1 機械設備工事、電気通信工事及び下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（ただし、2に該当する工事を除く。）	1 入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算出の基礎となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の合計額未満である場合 2 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 3 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 4 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
2 公共建築工事積算基準に基づき積算する工事	1 入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 2 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 3 入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 4 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

第 1 号様式（第 6 条関係）

低入札価格調査書

開札日時 年 月 日		工 事 名	
		工事場所	
		業 者 名	
調査基準 価格	円	入札価格	円
(1)低入札となる価格により入札した理由			
(2)手持ち工事又は業務の状況			
(3)手持ち資機材又は機器の状況			
(4)資機材購入先及び購入先と入札者との関係			
(5)配置予定技術者の経歴（資格、実績、手持ち量）			
(6)労務者の確保及び下請負業者の利用計画			
(7)官公庁が発注した同種又は類似案件の受注実績			
(8)経営状況（決算状況、金融機関との関係等）			
(9)信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況等）			
(10)その他必要な事項			
総合評価			